

ご注意

古い工場やビルを お持ちの皆様へ!

* 昭和52年(1977年)3月より以前に
建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか？



健康被害が出る
おそれがあります！



処分しないと罰則！



まもなく
処分できなくなる！



[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成33年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで



※マークは処理施設の場所です。

* 安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部を除く)



詳しくは
「ポリ塩化ビフェニル
(PCB)早期処理情報
サイト」を
ご確認ください

今すぐ裏面をご確認ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり 大変危険です。 必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB ポリ塩化ビフェニル

ってなに？

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



今すぐ
ご確認
ください!



業務用・施設用蛍光灯の安定器
本体
反射板
ランプ



高圧引き込み線がある建物は要注意！



健康被害が出るおそれがあります！

PCBは急性毒性はありませんが、脂肪に溶けやすく、慢性的に摂取すると体内に蓄積し、様々な症状を引き起こすおそれがあります。一般にPCBによる中毒症状として、目や、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。1968年に“カネミ油症”という日本史上に残るような食中毒事件がありました。PCBを摂取した人から生まれた赤ちゃんの皮膚にはメラニン沈着が起き、生まれた赤ちゃんの肌が黒くなってしまいます。“黒い赤ちゃん”という名前で報道され、事件の象徴的ワードとして社会に大きな衝撃を与えました。



処分しないと罰則！

国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けられており、地域ごとに定められた期限までに処分をしないと罰則があります。詳しくはホームページをご確認ください。
[▶ http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf](http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf)
また、不法投棄、不法な渡り、無許可業者への処分等の委託は禁止されています。処分するまでは適正に保管してください。改善命令違反には三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科が処せられます。



まもなく処分できなくなる！

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければならず、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。この期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。期限間隔には混雑が予想されるため、早めの手続きをお願いします。国としても、国際的に定められた期限までにPCBを処分しなければならないことから、責任を持って取組を進めています。

PCB使用製品・PCB廃棄物を処分するまでの流れ

STEP
1

(PCBが含まれているか確認する)

PCB含有の有無を事業者自身で確認する必要があります。大変危険ですので、必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

▶ <http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>



STEP
2

(PCB特別措置法や電気事業法による届出)

PCB使用製品の所有者は、変圧器・コンデンサー等を各事業保安監督部長に、照明器具の安定器等を都道府県知事(又は政令で定める市長)に、PCB廃棄物の保管事業者は、いずれも都道府県知事(又は政令で定める市長)に届出をしなければなりません。

STEP
3

(PCBの収集・運搬/適正保管)

PCB廃棄物の収集運搬業許可を取得している業者に委託し、契約後マニフェスト(伝票)の交付・保存(5年)、搬出の立ち合いが必要です。

STEP
4

(PCBの処分)

廃棄物のPCB濃度や保管事業者の地域によって処分する場所が異なります。また、高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、費用が軽減される措置があります。

詳しくは下記URLを参照してください。

▶ http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/> PCB早期処理

